

証券コード：6570
2022年6月6日

株 主 各 位

長野県長野市若里三丁目10番28号
株式会社 共和コーポレーション
代表取締役社長 宮 本 和 彦

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野 3階「浅間」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

〈株主様へのお願い〉

- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用、非接触式体温計による検温、アルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。なお、登壇者及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会当日までに新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始事項が変更になる場合がございます。その場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>)

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を9円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、すでに実施しております中間配当金8.5円と合わせ1株当たり17.5円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額 53,572,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第40条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第14条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやもと かず ひこ 宮本和彦 (1955年4月14日生)	1986年5月 当社設立 当社専務取締役 1988年12月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長 監査室担当 2020年6月 当社代表取締役社長 総務部・監査室担当 2021年4月 当社代表取締役社長 業務部・監査室担当 内部統制室管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人長野県eスポーツ連合 代表理事	508,100株
2	みやもと さ なお 宮本早苗 (1957年6月24日生)	1986年5月 当社設立 当社代表取締役 1988年12月 当社取締役総務部長 2009年4月 当社取締役人事部長 2011年10月 当社取締役 2017年4月 当社専務取締役 人事部担当 2018年6月 当社専務取締役 人事部・業務部担当 2021年4月 当社専務取締役 情報システム部担当 人事総務部管掌 (現任)	803,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	※ と だ しん や 戸 田 慎 也 (1967年10月29日生)	1986年10月 株式会社サンデーサン（現 株式 会社ジョリーパスタ）入社 2014年1月 同社執行役員管理部長 2014年8月 株式会社ビッグボーイジャパン 代表取締役社長 2018年1月 株式会社ゼンショーホールディン グスグループ建設本部 部長 2018年1月 株式会社G F F 監査役 2020年10月 株式会社ヤマト 常務執行役員 2022年4月 当社入社 顧問（現任）	一株
4	すぎ うら すずむ 杉 浦 進 (1956年1月27日生)	1974年4月 株式会社富士銀行（現 株式会 社みずほ銀行）入行 2005年12月 当社取締役 2016年4月 当社常務取締役 2017年4月 当社常務取締役営業本部長 2019年4月 当社常務取締役 営業本部・東 京支店・広告営業部担当 2020年4月 当社取締役 営業本部・東京支 店・広告営業部担当 2021年4月 当社取締役 広告営業部担当 営業本部・東京支店管掌 2021年10月 当社取締役 広告営業部担当 営業本部・東京支店・株式会社 ブルーム管掌（現任）	38,500株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 宮本和彦氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
 4. 宮本早苗氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
 5. 戸田慎也氏は、株式会社ビッグボーイジャパンの代表取締役社長としての経営経験と業務経験を豊富に有しており、当社の取締役候補者といたしました。
 6. 杉浦進氏は、当社の営業部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにかなで監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がかなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、監査等委員会が規定する「会計監査人の選任等の手続」に照らし合わせ、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	かなで監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング		
沿 革	2020年10月1日設立		
概 要	出資金	63,000千円	
	構成人員	社員（公認会計士）	7名
		職員（公認会計士）	25名
		職員（その他）	14名
		合計	46名
			(2022年5月1日現在)

以 上

(添付書類)

事業報告

〔自 2021年4月1日〕
〔至 2022年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当連結会計年度における当社事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業や時短営業を余儀なくされる店舗もありましたが、2021年7月以降はご来店されるお客様も増え、現在は店舗にも活気が戻っております。

このような状況の中、2021年7月にオープンしたアピナ新利府 北館店、2021年12月にオープンしたアピナ豊橋店は景品ゲーム機を主体とした機種構成となっており、連日家族連れのお客様にお越しいただき、賑わいをみせております。また株式会社ブルームにおいては、主力商品であるスクイーズの販路開拓や新商品の開発を順次進めており、アミューズメント業界への事業拡大を積極的に推進しております。eスポーツ分野におきましては、株式会社コナミアミューズメント主催の「BEMANI PRO LEAGUE 2021」で当社が運営する「APINA VRAMeS」が見事優勝を果たし、初代チャンピオンに輝きました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高10,385,805千円、営業利益274,468千円、経常利益284,701千円、親会社株主に帰属する当期純利益128,865千円となりました。

(2) セグメント別の概況

①アミューズメント施設運営事業

当連結会計年度の出退店については、「単一会場におけるクレーンゲーム機の最多数」として世界記録の認定を受けました宮城県では初出店となる「アピナ新利府 北館店」(2021年7月開設)を含む4店舗を開設する一方、契約満了等による3店舗の閉店により、2022年3月末の総店舗数は56店舗となっております。新規開設の店舗は景品ゲームを中心とした機種構成となっており、既存店においても順次景品ゲーム機の追加投資を進めております。また景品ゲームご利用のお客様を対象にオリジナルグッズのプレゼントやスクラッチイベント等を実施し、+αでお楽しみいただける施策に積極的に取り組んでおります。今後もスクイーズ商品をはじめとするオリジナル景品の制作に注力し、他社との差別化を図りつつ、より一層バラエティに富んだ商品展開を推進して参ります。

以上の結果、アミューズメント施設運営事業における売上高は10,028,944千円、セグメント利益(営業利益)は791,105千円となりました。

②アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器販売事業におきましては、アミューズメント業界全般で景品ゲームが好調なこともあり、景品ゲーム機及び景品の需要が増加しております。景品販売においてはぬいぐるみやフィギュア、小型家電等、多岐にわたるジャンルが堅調に推移しており、今後はスクイーズを使用したオリジナル景品等の販売にも注力して参ります。この結果、売上高は176,006千円となりましたが、収益認識会計基準等の適用により、売上高は従来の計上方法と比較して2,890,419千円減少しております。セグメント利益(営業利益)は110,624千円となりました。

③その他事業

その他事業とは、主に各種媒体を利用した広告代理店業、当社が所有する不動産の賃貸業、子会社である株式会社ブルームの商品販売であります。広告代理店業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策用の販促品販売が落ち着いたこと、また企業のイベント等の開催自粛や広告費の削減傾向が続いている一方、環境に配慮したSDGs関連の販促品販売が好調に推移しております。不動産賃貸業は、2021年8月に取得しました建物に関して、2022年1月より賃貸を開始しております。株式会社ブルームは、オリジナル商品を中心に国内外への販売を継続しており、今後も販路拡大と新商品の開発に努めて参ります。その他事業における売上高は180,854千円、セグメント損失(営業損失)は44,963千円となりました。

事業区分	売上高						
	第34期		第35期		第36期		
	2020年3月期		2021年3月期		2022年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)
アミューズメント施設運営事業	—	—	—	—	10,028,944	96.6	—
アミューズメント機器販売事業	—	—	—	—	176,006	1.7	—
その他事業	—	—	—	—	180,854	1.7	—
合計	—	—	—	—	10,385,805	100.0	—

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第35期以前については記載しておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,100,197千円であります。

設備投資の主な内容は、アミューズメント施設運営部門における店舗においてのゲーム機を中心としたアミューズメント機器の購入1,689,419千円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、アミューズメント機器の取得等を主な使用目的として、金融機関からの借入れにより2,100,000千円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第33期 (2019年3月期)	第34期 (2020年3月期)	第35期 (2021年3月期)	第36期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	－	－	－	10,385,805
経 常 利 益 (千円)	－	－	－	284,701
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	－	－	－	128,865
1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	21.90
総 資 産 (千円)	－	－	－	12,089,142
純 資 産 (千円)	－	－	－	3,090,739
1株当たり純資産額 (円)	－	－	－	519.23

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第35期以前については記載しておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ブルーム	10,000千円	100%	玩具等に関する企画、デザイン、製造、輸出入、輸出入の代行サービス及び販売業務

(注) 株式会社ブルームは2021年9月10日に設立しております。

③他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社ブルームは、2021年10月1日付で、株式会社ブルームから、スクイーズ（ポリウレタン製の造形物）を中心とした玩具、キャラクターグッズの企画、開発及び販売等の事業を譲受けました。これにより、当社販売部門とのシナジーにより、アミューズメント業界への販売拡大が加速し、より一層の事業発展が期待でき、当社の事業多角化の好機と捉えております。

(7) 対処すべき課題

アミューズメント業界におきましては、人口動態の変化や価値観の多様化を背景とした消費行動の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、業種・業態を越えた競争の更なる激化が予見されるなど、引き続き厳しい状況が見込まれます。このような状況の下、当社グループは、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「明るい、安心、三世代」をテーマとしてお楽しみいただけるようにするため、以下の課題に取り組んで参ります。

①営業基盤の強化

当社グループの直営店舗は、長野県を中心に広域展開しております。このため店舗間の距離が長いものが多く、機器のメンテナンス、景品供給、従業員の交流等が円滑に行われない場合があります。

効率的な運営には店舗網の一層の充実が求められており、スピーディな店舗情報の取得と物件の仲介者との情報交換を密に行うことで、効果的にシェア拡大を進めて参ります。

②店舗展開

当社グループはロードサイド店を基本として展開してきましたが、当連結会計年度は、主にショッピングセンターをはじめとした複合施設内への出店を進めており、引き続きバランスの取れた店舗網を構築することが重要と考えております。現在の店舗所在地域を拠点として、点から線、線から面へと展開して参ります。

③M&A戦略

当社グループは、事業の成長のための時間を短縮するため、M&Aは有力な手段であると考えております。当社グループと親近性のある事業を含め、当社グループが取得することにより発展の期待できる事業に引き続き注目して参ります。

④人材の育成

当社グループは、利用者層の拡大とともに順調な成長を続けて参りました。今後も継続的な経営幹部人材の育成を図るとともに、店舗運営力の向上のために人材採用に注力して参ります。また、高品質な接客サービスや活気あふれる店舗運営の実践には、人材の育成と研修の強化が必要不可欠であると認識しており、新卒採用及び中途採用において有能な人材を確保するとともに、あらゆる機会を通じて入社後の教育を徹底して参ります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが法令遵守にとどまらず、これまで以上に企業の社会的責任を十分に果たすには、コンプライアンス体制の強化が必要であります。また、今後の事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、想定していなかったリスクに対応するための内部管理体制の強化も必要であります。そのため当社グループでは、組織力の強化、特に経営管理部門の人員充実と逐次社内規程類の見直しを行うとともに、内部監査及び内部統制の機能強化やコンプライアンス委員会の活動強化に取り組んで参ります。

⑥財務基盤の強化

当社グループでは、アミューズメント機器の導入資金や、既存機器のバージョンアップ対応資金の積極的な確保が重要であります。現在は、金融機関からの借入金の依存度が高い状況にありますが、引き続き信用力を高めるとともに、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図って参ります。

⑦潜在顧客の開拓

当社グループは、地域活動のスポンサーとなって地域に貢献するとともに、長年のアミューズメント業界で培ってきたノウハウを駆使して、これまでゲームセンターに足を運ぶことのなかったファミリー層や女性、高齢者の集客を通じた利用者層の拡大に努め、来店客数及びプレイ回数の増加を図ることに努めて参ります。

⑧経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に積極的に取り組み、当社グループの企業価値最大化に向けて経営基盤の強化に取り組んで参ります。

⑨SDGsへの取組強化

当社グループは、「自分たちでできるSDGs」をテーマに、全部署・全店舗参加型での取組を実施し、社員一人ひとりがSDGsを自分ごととして捉え、取組を継続することの重要性を浸透させて参りました。

今後は、社内横断のプロジェクトチームとして立ち上げたSDGs推進チームを中心に、社員への啓もう活動を強化するほか、当社グループが取り組むべき重要課題を設定し、課題解決に向けた活動を通じて、SDGsの達成に向け邁進して参ります。

当社グループといたしましては、上記施策を着実に実行することにより、更なる企業価値の向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
アミューズメント施設運営事業	アミューズメント施設の運営
アミューズメント機器販売事業	アミューズメント関連機器等の販売
その他の事業	広告代理店業等

(9) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

事業所名 (店舗名)	所在地
本社	長野県 (長野市)
東京支店	東京都 (渋谷区)
店舗	北海道 (千歳市)
アピナ新千歳空港店	宮城県 (宮城郡)
アピナ新利府 北館店	山形県 (鶴岡市)
アピナ鶴岡店	茨城県 (筑西市)
アピナ下館店	栃木県 (小山市)
アピナ小山店	群馬県 (太田市)
アピナ太田店	埼玉県 (さいたま市)
アピナ大宮店	埼玉県 (川越市)
アピナ川越店	埼玉県 (川口市)
ゲームシティ川口店	埼玉県 (上尾市)
アピナ上尾店	埼玉県 (吉川市)
アピナ吉川美南店	埼玉県 (入間郡)
ゲームスクエア三芳	千葉県 (野田市)
アピナ野田七光台店	千葉県 (茂原市)
ゲームスクエア茂原	千葉県 (市原市)
アピナ市原店	千葉県 (印西市)
アピナ印西店	東京都 (江東区)
キッズスクエア東大島	東京都 (品川区)
アピナS 武蔵小山店	東京都 (杉並区)
アピナ荻窪店	東京都 (八王子市)
アピナ八王子みなみ野店	神奈川県 (横浜市)
アピナ山下公園店	神奈川県 (相模原市)
アピナ橋本店	新潟県 (長岡市)
アピナ長岡店	新潟県 (上越市)
アピナ上越インター店	富山県 (富山市)
アピナ富山新庄店	富山県 (富山市)
アピナ富山豊田店	

事業所名 (店舗名)		所在地
店舗	アピナ富山南店	富山県 (富山市)
	アピナ野々市バッティングスタジアム	石川県 (野々市市)
	アピナ野々市店	石川県 (野々市市)
	アピナ長野スカイバッティングセンター	長野県 (長野市)
	アピナ長野駅前店	長野県 (長野市)
	アピナ長野村山店	長野県 (長野市)
	アピナ長野大橋店	長野県 (長野市)
	アピナ長野川中島店	長野県 (長野市)
	アピナボウル長野篠ノ井店	長野県 (長野市)
	アピナ松本店	長野県 (松本市)
	アピナボウル松本城山店	長野県 (松本市)
	アピナ上田店	長野県 (上田市)
	アピナ飯田店	長野県 (飯田市)
	アピナ伊那店	長野県 (伊那市)
	アピナ塩尻店	長野県 (塩尻市)
	アピナ佐久インター店	長野県 (佐久市)
	アピナボウル安曇野店	長野県 (安曇野市)
	池の平アミューズメント館	長野県 (北佐久郡)
	アピナ各務原店	岐阜県 (各務原市)
	アピナ本巣店	岐阜県 (本巣市)
	アピナ浜松店	静岡県 (浜松市)
	アピナ磐田店	静岡県 (磐田市)
	アピナ焼津店	静岡県 (焼津市)
	アピナ大須賀店	静岡県 (掛川市)
	アピナ豊橋店	愛知県 (豊橋市)
	アピナ四日市店	三重県 (四日市市)
	アピナ鈴鹿店	三重県 (鈴鹿市)
	アピナキッズパーク大津京店	滋賀県 (大津市)
	Y A Z寝屋川店	大阪府 (寝屋川市)
	アピナ姫路店	兵庫県 (姫路店)

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**①企業集団の従業員数**

従業員数	前連結会計年度末比増減
195名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には臨時従業員（アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員）501名は含んでおりません。
 3. 第36期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名	－2名	39.5歳	8.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 2. 従業員数には臨時従業員（アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員）499名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
長野信用金庫	1,615,200
株式会社八十二銀行	1,589,200
長野県信用組合	1,259,700
株式会社長野銀行	826,000
株式会社北陸銀行	689,685
長野県信用農業協同組合連合会	135,000
株式会社みずほ銀行	105,000
株式会社三井住友銀行	8,310

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 6,080,130株 (自己株式 127,600株を含む)
- ③株主数 9,085名

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ユーミーコーポレーション	2,260,000	37.9
宮 本 早 苗	803,000	13.4
宮 本 和 彦	508,100	8.5
共和コーポレーション従業員持株会	203,600	3.4
株式会社北陸銀行	100,000	1.6
長野信用金庫	100,000	1.6
石 川 純 一	65,200	1.0
武 田 智 徳	64,500	1.0
小 林 光	39,750	0.6
杉 浦 進	38,500	0.6

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (127,600株) を控除した株式数 (5,952,530株) を基準に算出しております。
2. 自己株式は、上記上位株主からは除外しております。
3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2017年3月22日
新株予約権の数	490個
保有人数 当社取締役（監査等委員を除く。）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式49,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	1株につき242円
新株予約権の行使期間	2019年3月23日から 2027年3月22日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p>

(注) 当社は、2017年9月29日の取締役会決議により、2017年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、また、2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使価額が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 本 和 彦	業務部・監査室担当、内部統制室管掌 一般社団法人長野県eスポーツ連合 代表理事
専 務 取 締 役	宮 本 早 苗	情報システム部担当、人事総務部管掌
取 締 役	杉 浦 進	広告営業部担当、営業本部・東京支店・株式会社ブルーム管掌
取 締 役	澤 田 亮	経営企画室長兼経理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	芹 沢 清	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 俊 也	公認会計士（岡本会計事務所） 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 実 香	弁護士（中嶋知文・実香法律事務所）

- (注) 1. 取締役芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査等委員岡本俊也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査担当部署との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、芹沢清氏を常勤の監査等委員に選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令等に違反することを認識しながら行

った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）当該方針の決定の方法

業績や持続的な企業価値向上を考慮し、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能するとともに、業務執行の適切な監督によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系を構築することを基本方針とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月15日開催の取締役会において決議いたしました。

（ロ）当該方針の内容の概要

a. 取締役の個人別の金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、各取締役に期待される役割と責任を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、固定報酬額部分の10%を基準としており、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定するものとする。

なお、株式報酬の支給期間は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、対象取締役は常勤取締役とする。

c. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の報酬は、月額固定報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。

また、常勤取締役に対する株式報酬の報酬構成の割合は、固定報酬額

部分の10%を基準とする。

- (ハ) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、監査等委員会と事前協議のうえ、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別等を踏まえ、監査等委員の協議により、個々の監査等委員ごとに決定しております。

ハ.取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額を年額100百万円以内（監査等委員である取締役及び非常勤取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

二.取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	83,700千円 （-）	83,700千円 （-）	-	4名 （-）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,800千円 （13,800千円）	13,800千円 （13,800千円）	-	3名 （3名）
合計	97,500千円 （13,800千円）	97,500千円 （13,800千円）	-	7名 （3名）

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員に関する事項

イ.他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岡本俊也氏は、株式会社土木管理総合試験所の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況等

氏名	地位	主な活動状況
芹沢 清	社外取締役 (常勤監査等委員)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会17回の全てに出席して適宜発言を行うほか、監査等委員会委員長として内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。 また、社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、独立した客観的な立場で当社の経営を監督しております。

氏名	地位	主な活動状況
岡本 俊也	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会17回の全てに出席して、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の販売管理システムの再構築についての発言を行っております。
中嶋 実香	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会17回の全てに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、期末配当を1株当たり9円としております。また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,197,286	流動負債	3,661,199
現金及び預金	4,896,137	支払手形及び買掛金	918,025
売掛金	477,134	一年内返済予定の長期借入金	1,406,795
商品	116,899	未払金	917,172
貯蔵品	186,580	未払法人税等	82,697
有価証券	200,000	賞与引当金	64,540
その他	320,534	資産除去債務	26,848
固定資産	5,891,856	その他	245,119
有形固定資産	4,167,594	固定負債	5,337,203
アミューズメント機器	1,848,602	長期借入金	4,821,300
建物及び構築物	1,243,089	資産除去債務	513,207
工具、器具及び備品	187,753	その他	2,696
土地	857,977		
その他	30,171	負債合計	8,998,402
無形固定資産	48,601	純資産の部	
その他	48,601	株主資本	3,030,887
投資その他の資産	1,675,660	資本金	709,709
投資有価証券	154,325	資本剰余金	505,621
敷金及び保証金	1,260,362	利益剰余金	1,863,682
繰延税金資産	46,781	自己株式	△48,125
その他	229,592	その他の包括利益累計額	59,852
貸倒引当金	△15,402	その他有価証券評価差額金	59,852
		純資産合計	3,090,739
資産合計	12,089,142	負債・純資産合計	12,089,142

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,385,805
売上原価		4,608,646
売上総利益		5,777,159
販売費及び一般管理費		5,502,691
営業利益		274,468
営業外収益		
受取利息	1,475	
受取配当金	1,897	
太陽光売電収入	6,214	
自販機設置協賛金	4,229	
補助金収入	18,713	
受取補償金	8,450	
その他	4,248	45,228
営業外費用		
支払利息	26,549	
その他	8,445	34,994
経常利益		284,701
特別損失		
固定資産除却損	9,303	
減損	48,014	
臨時休業による損失	11,761	69,079
税金等調整前当期純利益		215,622
法人税、住民税及び事業税	100,041	
法人税等調整額	△13,283	86,757
当期純利益		128,865
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		128,865

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,135,371	流動負債	3,650,624
現金及び預金	4,884,639	買掛金	879,397
売掛金	469,781	1年内返済予定の長期借入金	1,406,795
有価証券	200,000	リース債務	2,844
商品	87,317	未払金	911,773
貯蔵品	186,580	未払法人税等	82,662
前払費用	230,662	預り金	23,981
未収入金	51,223	賞与引当金	61,990
その他	25,167	設備関係支払手形	42,706
固定資産	5,939,921	その他	238,472
有形固定資産	4,167,507	固定負債	5,334,203
アミューズメント機器	1,848,602	長期借入金	4,821,300
建物	1,232,395	資産除去債務	510,207
構築物	10,694	その他	2,696
機械及び装置	28,737	負債合計	8,984,828
工具、器具及び備品	187,666	純資産の部	
土地	857,977	株主資本	3,030,612
その他	1,434	資本金	709,709
無形固定資産	47,996	資本剰余金	505,621
ソフトウェア	32,210	資本準備金	498,509
その他	15,786	その他資本剰余金	7,112
投資その他の資産	1,724,416	利益剰余金	1,863,407
投資有価証券	154,325	利益準備金	7,300
出資金	19,844	その他利益剰余金	1,856,107
長期貸付金	88,324	別途積立金	600,000
長期前払費用	32,683	その他利益剰余金	1,256,107
繰延税金資産	45,028	自己株式	△48,125
敷金及び保証金	1,251,915	評価・換算差額等	59,852
その他	175,741	その他有価証券評価差額金	59,852
貸倒引当金	△43,446	純資産合計	3,090,465
資産合計	12,075,293	負債・純資産合計	12,075,293

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,321,082
売上原価	4,583,421
売上総利益	5,737,661
販売費及び一般管理費	5,423,907
営業利益	313,753
営業外収益	
受取利息	1,680
受取配当金	1,897
太陽光発電収入	6,214
自販機設置協賛金	4,229
補助金収入	18,713
受取補償金	8,450
その他	4,244
営業外費用	45,430
支払利息	26,549
その他	8,445
経常利益	324,188
特別損失	
固定資産除却損失	9,303
減損損失	48,014
臨時休業による損失	11,761
貸倒引当金繰入額	28,044
関係会社株式評価損	10,000
税引前当期純利益	107,123
法人税、住民税及び事業税	217,065
法人税等調整額	100,005
当期純利益	△11,531
	88,474
	128,590

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社や支店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社共和コーポレーション 監査等委員会

社外取締役 常勤監査等委員 芹 沢 清 ㊟

社外取締役 監査等委員 岡 本 俊 也 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 嶋 実 香 ㊟

(注)監査等委員芹沢清、岡本俊也、中嶋実香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野 3階「浅間」
(TEL) 026-291-7000



(交通) JR長野駅善光寺口→徒歩約3分(長野駅ビル直結)→ホテルメトロポリタン長野